

諮問第596号
環水大海発第2308171号
令和5年8月17日

中央環境審議会
会長 高村ゆかり 殿

環境大臣
西村明宏
(公印省略)

今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留に係る海洋環境の保全の在り方について
(諮問)

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留（CCS）（以下、「海底下CCS」）に係る海洋環境の保全の在り方について、貴審議会の意見を求める。

(諮問理由)

海底下CCSの実施については、平成19年に改正された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）において、海洋環境の保全の観点から、環境大臣による許可制度等を設けている。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、脱炭素型技術であるCCSの活用は重要であり、今後、国内での海底下CCSの拡大に加え、海外での海底下CCSの実施を目的とした二酸化炭素の輸出が見込まれる。

このような状況において、海底下CCSが海洋環境の保全と調和する形で迅速かつ適切に実施されるよう、今後の海底下CCSに係る海洋環境の保全の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第1280号
令和5年8月17日

中央環境審議会
水環境・土壤農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公印省略)

今後の海底下への二酸化炭素回収・貯留に係る
海洋環境の保全の在り方について（付議）

令和5年8月17日付け諮問第596号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壤農薬部会に付議する。